**平成２６年（フ）第９６０３号**
神奈川県相模原市南区新磯野４丁目８―５―112
債務者　加藤　奈穂
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月２日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６７９号**
東京都青梅市新町１丁目28番地の６レオパレスシマダ101
債務者　赤根　　知
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第６８６号**
東京都三鷹市北野４丁目14番15号第１ハイツ白樺201
債務者　川畑　隼人
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２６年（フ）第９４７５号**
神奈川県相模原市中央区中央５丁目11―10―402
債務者　中島　　均
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第９４９４号**
東京都東大和市向原４丁目14―８―102
債務者　舩山　雅子（旧姓石塚）
1　決定年月日時　平成26年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第１１７号**
沖縄県うるま市石川東恩納980番地１　レオパレスコーラルリーフ111
債務者　沖上ハウジングこと　上間　幹雄
1　決定年月日時　平成26年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

## 破産手続廃止

**平成２５年（フ）第１３７５４号**
東京都墨田区千歳２丁目10番３号
破産者　株式会社日本八光
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１３７５５号**
東京都世田谷区宮坂３丁目１―52―902
破産者　廣田　国益
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５１６号**
神奈川県平塚市広川834―２、開始決定時の住所神奈川県平塚市徳延629―１
破産者　二又　　清
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２６５８号**
千葉県印旛郡栄町矢口神明４丁目13番２号
破産者　株式会社サンライト
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２６５９号**
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目16番15号
破産者　キヨシ建材産業有限会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第２６６２号**
千葉県印旛郡栄町安食台３丁目16―15
破産者　齋藤月紀雄
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第３９２８号**
埼玉県和光市新倉２丁目15―60
破産者　増田　　実
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５０３５号**
東京都江戸川区春江町３丁目37―９―102
破産者　若林　恵美
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５９４３号**
東京都港区南青山２丁目２番８号
破産者　ラポールプラン株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５９５６号**
千葉県千葉市中央区春日１丁目21番５号
破産者　株式会社テクニカルブレィンズ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５９８１号**
東京都港区東新橋１丁目10番１号
破産者　株式会社ＧＯＯＤ　ＦＯＲＴＵＮＥ
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第５９８２号**
東京都港区東新橋１丁目10―１―3007
破産者　永井　　隆
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２６年（フ）第６００２号**
東京都板橋区双葉町47番26号
破産者　有限会社菱屋商店
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部